

令和8年 1月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和8年 1月 19日 午後 2時00分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員 11名  
 1番 川村 耕一 2番 沼尾 綾乃 3番 池田 雄一 4番 阿久津一男  
 5番 川村 光代 6番 渡邊 毅 7番 小池 毅 8番 手塚 幸子  
 9番 神山 守 10番 佐藤 修一 11番 吉原 浩之

欠席農業委員  
 出席推進委員 18名  
 12番 大嶋 明男 13番 秋元 光藏 14番 北山 隆 15番 伏木 俊夫  
 16番 大島 一比古 17番 酒主 学 18番 福田 重勝 19番 星野由紀夫  
 20番 福田 正明 21番 佐々木 俊久 22番 大貫 宣秀 23番 西巻 光次  
 24番 福田 浩一 25番 福田 隆夫 26番 大島 昭吾 27番 村上 隆  
 28番 富田 順子 29番 青木 容子

欠席推進委員  
 傍聴人 なし  
 事務局 局長 大嶋 正浩 係長 吉澤喜代子 副主幹 佐藤 達起 主査 鶴見 英明  
 農業公社 局長 常盤 紀生

- 第 1 一 議事録署名人の指名
- 第 2 一 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第 4 報告第 2号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第 5 報告第 3号 農地法第18条（通知）について
- 第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第 9 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10 議案第 5号 非農地判断願について
- 第11 議案第 6号 非農地証明願について
- 第12 議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 第13 議案第 8号 令和8年度（2026年度）農作業料金等の標準額について
- 第14 議案第 9号 耕作放棄地の非農地判断について

事務局 局長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。  
 よろしく願いいたします。  
 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名全員であります。  
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。  
 推進委員につきましては、18名全員の出席であります。  
 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。  
 議長 ただ今から、令和8年1月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
 本日の議事日程について事務局長が朗読いたします。  
 事務局長 （ 議事日程を朗読 ）  
 議長 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。  
 議事録署名人については、私、議長において指名いたします。

		<p>10番 佐藤修一委員、11番 吉原浩之委員を指名いたします。 よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。</p>
議	長	<p>日程第3、報告第1号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題 とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)</p>
佐藤副主幹		<p>はい、佐藤副主幹。 総会資料1ページになります。 報告第1号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたしま す。 先月許可書を交付しました4条申請案件は3件ございました。 申請人、土地の所在等は資料のとおりです。 総会審議日は令和7年12月19日。令和7年12月19日付指令番号：日農委指 令第4-1号から第4-3号にて許可書を交付しております。以上です。</p>
議	長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。</p>
議	長	<p>日程第4、報告第2号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題 とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)</p>
佐藤副主幹		<p>はい、佐藤副主幹。 総会資料は2ページから3ページになります。 報告第2号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」をご説明いたしま す。 先月許可書を交付しました5条申請案件は4件ございました。 譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和7年12月 19日。3件につきましては令和7年12月19日付指令番号：日農委指令第5-4 3号から第5-45号にて許可書を交付しております。残りの1件につきましては、 栃木県農業会議の常設審議委員会の意見聴取を経ての許可となりましたので、令和7 年12月25日付指令番号日農委指令第5-46号で許可書を交付しております。 なお、先月はもう1件、太陽光発電設備の申請がございましたが、こちらは市の太 陽光発電設備に関する条例の許可対象となり、そちらの事前協議終了の段階で許可と なる予定です。以上です。</p>
議	長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。</p>
議	長	<p>日程第5、報告第3号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の 説明を求めます。 (鶴見主査挙手)</p>

鶴見主査 はい、鶴見主査。  
 報告第3号「農地法第18条（通知）」についてご説明いたします。総会資料は4ページから12ページになります。  
 本案件は農地法第18条第6項の規定により通知があったことの報告となります。渡人、受人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。議案書の件数は15件で、1番・2番が農業委員会、3番から13番が市農業公社、14番・15番が農地中間管理事業の貸借権の解約となります。  
 なお、解約案件の10番・14番・15番について農地法第3条による売買が予定されております。  
 以上、報告させていただきます。  
 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
 （「なし」の声あり）  
 それでは、次に移ります。

議長 日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
 今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。  
 はじめに、神山部会長から全体説明をお願いします。  
 （神山委員挙手）

神山委員 はい、神山部会長。  
 鳥獣害対策部会の方から説明をさせていただきたいと思います。  
 2026年1月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当し、1月15日木曜日に2班体制で行って来ました。班体制ですが、1班が私、神山、大島委員、西巻委員が対応しました。続きまして、2班は佐藤副部会長、秋元委員、青木委員が対応しました。  
 次に案件の内容ですが、全体で19件であり、今月は多かったです。3条申請が5件、4条申請が2件、5条申請が7件、非農地判断願が2件、非農地証明願が3件という形になっております。それでは担当委員を発表いたします。  
 総会資料13ページをお開きください。  
 第3条の1を青木委員、2番を秋元委員、3番を神山。続きまして、14ページの4番を大嶋明委員、5番を佐藤副部会長。続きまして、15ページ第4条の1番を秋元委員、2番を青木委員。続きまして、17ページ、第5条の1番を西巻委員、2番を神山、3番を青木委員、4番を佐藤副部会長。18ページの5番を大嶋明委員、6番を西巻委員、7番を青木委員。続きまして、19ページの非農地判断の1番を神山、2番を西巻委員。続きまして、20ページの非農地証明について1番を佐藤副部会長、2番を大嶋明委員、3番を秋元委員。以上となります。  
 以上の方々が発表いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。  
 それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。  
 （青木委員挙手）

青木委員 はい、青木委員。  
 私は、総会資料13ページ議案第1号の1番を担当いたしました。  
 本申請は、日光市嘉多蔵地内において、売買を目的とした3条申請です。  
 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。  
 案内図による説明。申請地は4筆で、日光市立小林中学校から南西へ1.4キロメートルに位置しています。  
 公図による説明。こちらは地番〇〇になります。登記簿地目は田、現況も田です。こちら地番〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇になります。登記簿地目は田、現況は田です。

現地の写真による説明。こちらが〇〇一〇になります。それと続いて〇〇一〇、〇〇一〇、〇〇一〇となっております。この3筆が続いているような土地になっていません。現在は、写真のように一面、萱や雑草で覆われているような感じですが、大木等はありませんでした。トラクターで耕運すれば田となるような状況でありました。

次に、こちらが〇〇番地で、昨年も水稻が作付けされていた様子がありました。譲受人は経営農地を適切に管理しており、購入後は水稻の作付けを予定しております。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えています。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

( 神山委員挙手 )

神山委員 はい、神山部会長。

議長 担当部会からの報告です。部会内で検討したところ問題はなく、許可相当であるとの意見に達しました。皆様ご審議のほどよろしくお願したいと思います。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けしたいと思いません。よろしいでしょうか。

( 「なし」の声あり )

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議長 挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 秋元委員挙手 )

秋元委員 はい、秋元委員。

私は、3条申請の2番になります。

総会資料の13ページ議案第1号の2番を担当しました。

本申請は、日光市大室地内において売買を目的とした3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は、日光市立大室小学校から南西へ約750メートルに位置しております。

公図による説明。申請地の登記簿地目は田、台帳も田となっております。

譲受人は営農計画書が提出され、取得する農地で水稻の作付けを行う計画です。家族は2人で、利用権はありません。この赤の線に囲まれた所が、この申請の土地となっております。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

神山委員 部会内で検討したところ、写真を見てのとおり何の問題もなく許可は相当であるという見解に達しました。皆様のご審議のほどよろしくお願したいと思います。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けしたいと思いません。よろしいでしょうか。

( 手塚委員挙手 )

手塚委員 はい、手塚委員。

手塚委員 これは2筆になっているのですが、これだと1筆に一体化されているのですが、どういった状況でしょうか。

秋元委員 こちら事務局からの説明でお願いいたします。

鶴見主査 こちらにつきましては、登記簿は2筆ですが、公図がありません。筆界線が分からないのですけれども、この2筆を一緒に同じ所有者から受人に売買するため、問題ないと思われま。

手塚委員 ありがとうございます。

議 長 他に何かご質問ございますか。  
( 川村耕委員挙手 )

川村耕委員 はい、川村委員。

秋元委員 すみません。受人の経営面積が載ってないのですが。

秋元委員 譲受人は、営農計画書が提出され、取得する農地で水稻の作付けを行う計画であります。

川村耕委員 面積はゼロですか。

秋元委員 はい、新規なので。

川村耕委員 新規。

秋元委員 はい。

川村耕委員 そうすると、機械類とかそういうのは揃っているのでしょうか。

鶴見主査 事務局から説明いたします。営農計画書の中で、機械についてはトラクター、草刈り機、コンバイン等を所有しています。今までは譲渡人から受人の方が貸し借りで作付けしていたようです。以上となります。

議 長 作業実績もあるということですね。他に何かご質問ございますか。  
よろしいですか。  
( 富田委員挙手 )

富田委員 はい、富田委員。

秋元委員 圃場整備はしていないように見受けられるのですが。

富田委員 していないところですよ。金額の参考までにお聞きしました。ありがとうございます。

議 長 はい、他に何かご質問ございますか。よろしいですか。  
( 「なし」の声あり )

議 長 それでは、質疑を終結し採決したいと思います。

議 長 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま。  
す。  
( 全員挙手 )

議 長 挙手全員であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続いて、番号3番について担当委員の報告を求めます。  
( 神山委員挙手 )

神山委員 はい、神山部会長。  
私は、総会資料13ページ議案第1号の3番を担当いたしました。  
本申請は、日光市小佐越地内において、売買を目的とした3条申請です。  
譲渡人、譲受人、申請地については資料のとおりです。  
案内図による説明。申請地は5筆で、日光市下原小学校から北西へ約300メートルに位置しています。

公図による説明。申請地の登記簿地目は畑、現況も畑です。

現地調査による写真の説明。譲受人は経営農地を適切に管理し、家族3名で水稲及びそば等を作付けしております。譲受人は、購入後は水稲育苗ハウスを目的としてその土地を使用する予定であります。利用権はありません。

写真ですけれども、先日の11日・12日あたりに雪が降ったので、ちょっと見づらいかと思います。手前が竹林で以前借りていた所ですけれども、数年前に伐採しまして、今立っているものは、ほとんど枯れています。これを購入後、きちんと整備をして畑としてハウス関係で使用することになっております。

次の写真は、先程竹藪のような場所が真ん中の上の所です。こちらのところに竹林の跡があります。こちらに小屋があり、これは母屋でした。これは今現在ありません。更地になった形で、ここは何もない平地になっております。入口がこちらから上にあがっていくような形で、広場になっています。ここは、宅地みたいですが、これもこの農地と一緒に同時購入するというので、農地として残されていたこの部分、赤い部分ですね。4筆のところを今回購入して利用するという形になっております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

( 佐藤委員挙手 )

佐 藤 委 員

はい、佐藤副部会長。

部会の中で検討した結果、問題なく許可相当であるという見解に達しました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方のご意見、ご質問等をお受けいたします。

( 川村耕委員挙手 )

川 村 耕 委 員

はい、川村委員。

この売買価格はけっこう金額が高いですけど、何かこの辺の事情はあるのでしょうか。

神 山 委 員

事務局の方でよろしいですか。

議 長

( 鶴見主査挙手 )

鶴 見 主 査

はい、鶴見主査。

この売買価格につきましては、申告書のとおりで、お互いに納得している金額ということでそれ以上のことは聞いていません。この所有者の方は瀬尾の方で相続していて、ずっと瀬尾に住みながら相続で農地を所有し、瀬尾からここを耕作するというのも難しいので、誰か買って耕作してくれないかなというような流れで、今回売買に至ったということです。以上になります。

議 長

よろしいですか。他に何かご質問はございますか。

( 「なし」の声あり )

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議 長

はい、挙手全員であります。

よって、番号3番は原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 大嶋明委員挙手 )

大 嶋 委 員  
 はい、大嶋委員。  
 私は、総会資料14ページ議案第1号の4番を担当しました。  
 本申請は、日光市瀬尾地内において、親戚間（叔母と甥）の贈与を目的とした3条申請です。  
 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。  
 案内図による説明。申請地は日光市立今市第二小学校から北西へ約1.2キロメートルに位置しています。  
 公図による説明。申請地の登記簿地目は山林、現況は畑となっています。  
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で水稲・野菜等の作付けをしております。取得する農地でも果樹や野菜の作付けを行う計画です。  
 利用権はありません。この赤いところが申請農地ですね。今は果樹を作付けしまして、敷地にも防草シートが敷いてありまして、すでに管理されております。こちらにプレハブがありますが、ここは農具などが置いてあるそうです。写真の説明は以上になります。

議 長  
 なお、農地法第3条2項に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。  
 ありがとうございます。  
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。  
 （ 神山委員挙手 ）

神 山 委 員  
 はい、神山部会長。  
 担当部会の見解ですけれども、こちら果樹関係が植えられていました。建物の向こう側が畑になっているのですが、きちんと管理していて草刈りがあって、終わった後防草シートを現在、簡単に取れるような仕組みで張ってあります。春になるとそこで畑等いろいろな野菜を作付けするような形になっている、と判断しました。  
 以上のことにより、問題はなく許可相当であるという見解に達しました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議 長  
 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けしたいと思います。  
 （ 「なし」の声あり ）

議 長  
 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長  
 （ 全員挙手 ）  
 挙手全員であります。  
 よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決めます。

議 長  
 続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。  
 （ 佐藤委員挙手 ）

佐 藤 委 員  
 はい、佐藤副部会長。  
 私は総会資料14ページ議案第1号の5番を担当しました。  
 本申請は日光市大室地内において、売買を目的とした3条申請です。  
 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。  
 案内図による説明。申請地は2筆で、大室地内日光市立大室小学校から北東へ1.5キロメートルに位置しております。  
 公図による説明。登記簿地目は田、現況も田であります。  
 現地調査による写真による説明。この2筆を分けた理由というのはおそらく東電の送電線下用地なのではないかと思われ、2筆となっております。  
 譲受人は所有農地を適切に管理し、家族2人で水稲・野菜を作付けしております。

また、購入後は水稻の作付けを予定しています。  
 利用権はありません。  
 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。  
 （ 神山委員挙手 ）

神山委員 はい、神山部会長。  
 部会内で検討したところ、問題はなく許可相当であるという見解に達しました。  
 皆様のご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けしたいと思います。  
 （ 「なし」の声あり ）

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 （ 全員挙手 ）

議長 挙手全員であります。  
 よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決めます。  
 それでは、次に移ります。

議長 日程第7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。  
 （ 秋元委員挙手 ）

秋元委員 はい、秋元委員。  
 私は4条申請1を担当しました。総会資料は15ページの議案第2号の1番となります。  
 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。  
 申請目的。本申請は町谷地内において、農家住宅の敷地拡張を目的とした4条申請です。  
 案内図による説明。申請地は、日光市リサイクルセンターから北西へ約600mに位置しております。  
 農地区分は第1種農地であり、農振農用地には該当しません。1種農地は原則不許可となりますが、今回はその例外となる「その地域において居住する者の住宅で集落に接続して設置されるもの」となりますので、許可は可能となります。  
 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は宅地（進入路）、西側は畑、南側は畑、北側は宅地です。  
 土地利用図による説明。現地には行政書士に立ち会っていただきました。  
 申請理由。申請地は筆の一部、70平方メートルについて、令和元年6月に農業用倉庫が建築されましたが、農地転用許可が不要となる200平方メートル未満の農業用施設であったため、農地法施行規則第29条第1号該当証明（許可不要の証明）を交付した経緯があります。その後、倉庫の周囲200平方メートル以上の砂利敷きにし、隣接する宅地と一体的に利用していたため違反転用となっております。今回はその是正のための追認許可となり、始末書が添付されております。  
 土地利用計画。住宅敷地を拡張し、農作業スペース、車両の駐車スペースとして使用する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理とします。  
 資金計画。新たな支出等はありません。  
 写真による説明。こちらの赤い線の所が今の申請のところとなります。この建物の

後ろ側を通りまして、ここの角に来て、最初の点のところへ、という申請地であります。

以上のことから、要件を満たしておりますと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

( 神山委員挙手 )

はい、神山部会長。

神 山 委 員

担当部会の方で検討したところ、建物で問題があったかと思いますが、建物200平方メートル未満以下ということ、また砂利敷きの始末書等も提出されているということなので、何ら問題はないかと思しますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けしたいと思います。

( 富田委員挙手 )

はい、富田委員。

富 田 委 員

確認ですが、写真の建物の大きさが200平方メートルはいって言うのですけれども、その周りに砂利を敷いて使用することは違反なのですね。

議 長

( 佐藤副主幹挙手 )

はい、佐藤主幹。

佐 藤 副 主 幹

必要最低限の範囲であれば、例えば、通路であったりとか、出し入れのためにぬかっている状態ではまずいので砂利を敷いたり、その程度であれば問題はないかと思います。今回のケースですと、1筆全体に、もう砂利が敷かれている状態でしたので、違反という取り扱いをした次第です。

議 長

他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

( 「なし」の声あり )

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議 長

はい、挙手全員であります。

よって番号1番は原案のとおり許可することに決めます。

議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 青木委員挙手 )

はい、青木委員。

青 木 委 員

私は総会資料15ページ議案2号の2番を担当しました。

申請地は日光市千本木地内において、長屋住宅を目的とした4条申請です。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

申請地は東原中学校から南へ150メートルのところに位置しています。

農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明。登記簿地目は畑、山林、現況は田です。周囲の状況は、東側に宅地、西側も宅地、南側に境内地、北側は道路となっております。

土地利用図による説明。申請者は自営業を営んでおり、今回は自己所有の申請地で、アパート経営をしたいということで申請に至りました。現地には行政書士の方が立ち会いました。申請地は建築面積約230平方メートルの長屋住宅を1棟建設する計画で、杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は浸透枳を設置し、敷地内浸透処理をいたします。

現地調査による写真の説明。北側の道路から入って駐車場ができて、その奥に長屋住宅が建てられるということです。周囲には擁壁とフェンスを設置する予定でいます。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

( 神山委員挙手 )

神山委員 はい、神山部会長。

部会内で検討したところ、問題がないとの報告という結論に達しました。ご審議のほどよろしくお願したいと思います。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けしたいと思います。

( 富田委員挙手 )

富田委員 はい、富田委員。

青木委員 青木委員の説明で、南側が“けいだいち”という説明だったんですけども、傾くという字のだいちということですか。

青木委員 ここに神社があるんです。境内。傾くじゃなくて、神社の境内です。

富田委員 神社の境内ということ。失礼しました。ごめんなさい。ありがとうございました。

議長 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

( 「なし」の声あり )

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議長 挙手全員であります。

よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決めます。

それでは、次に移ります。

議長 日程第8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とし、番号1番について事務局の説明を求めます。

( 佐藤副主幹挙手 )

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

総会資料16ページをお開きください。

1番の案件となります。本申請は宅地を目的として昭和45年3月11日付け栃木県指令農政第5—6155号により農地転用の許可を受けた案件であり、変更内容は事業の承継及び転用目的の変更となります。

変更理由ですが、許可当時は申請土地に住宅の建築をする予定でしたが、譲受人の転勤に伴い別の場所に住居を構えてしまったため不要の土地となりました。

今回当時の譲渡人の子が申請地を買い戻すこととなり、新たに宅地として整備し販売をするものです。なお、土地利用計画が当初とは変更となることから、こちらの事業計画の変更と併せまして、農地法5条の申請も行われております。そちらにつきましては議案第4号の6番に上げさせていただいており、後ほど担当委員の方から説明をいただく予定です。以上です。

議長 説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

議長 改めて出ますので、質疑を集結し採決いたします。

番号1番について、原案のとおり変更することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
 挙手全員であります。  
 よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。  
 それでは、次に移ります。

議 長 日程第9、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

西 卷 委 員 ( 西卷委員挙手 )  
 はい、西卷委員。  
 私は総会資料17ページ議案第4号の1番を担当しました。  
 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。  
 本申請は、日光市瀬尾地内において売買により太陽光発電設備を目的とした5条申請です。  
 案内図による説明。申請地は、今市第二小学校から北へ約700メートルに位置しております。  
 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は、東側は道路、西側は田、南側は道路、北側は道路です。こちらが道路、これも道路です。畑、こちら畑です。  
 土地利用図による説明。現地には譲渡人、譲受人が立ち会いました。申請地を太陽光発電設備に利用する計画で、杭打ちがしてありました。排水下水は利用しません。雨水は敷地内浸透処理します。  
 土地利用計画による説明。周囲はこの赤線。これが境界です。境界から2メートル離れた所にフェンスを1.5メートルの高さで打ちます。雨水の排水処理ですが、約30～40センチの深みがあります。こちらで雨が降った場合は、自然にこちらに流れるようにできるということです。パネルは全体で163枚です。周りによる同意等についてはあらかじめ協議済ということでございます。  
 申請理由ですが、譲受人は宮城県仙台市に本店を置き、風力・太陽光発電・電力備蓄装置の販売、加工を主な業務とする平成23年に設立された資本金9,900万円の法人です。今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として譲り受け利用したく申請に至りました。  
 資金計画は、総事業費1,000万円は自己資金により賄い、金融機関の残高証明が添付されております。  
 写真です。これは現況です。道路はここになります。4mあります。先ほど言ったこちらの方にパネルを作ります。この辺が低いです。自然に雨水が自然処理されるということでございます。杭については、全部入っておりますので何ら問題はありません。  
 以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われま。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。  
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

神 山 委 員 ( 神山委員挙手 )  
 はい、神山部会長。  
 部会内で検討したところ、問題はなく許可相当であるとの見解に達しました。皆様のご審議のほどよろしく願います。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 ( 「なし」の声あり )  
それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
挙手全員であります。  
よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長  
続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

神 山 委 員 ( 神山委員挙手 )  
はい、神山部会長。  
私は総会資料17ページの議案第4号の2番を担当いたしました。  
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。  
本申請は、鬼怒川温泉滝地内において売買により、蓄電池設置を目的とした5条申請です。  
案内図による説明。申請地は、東武鬼怒川線新藤原駅から南西へ約650メートルに位置しています。こちらですけれども、藤原はこの上の方になっています。こちらがトンネル等がありましてバイパスになっております。  
農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。  
公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は、東側は畑、西側は田、南側は道路、北側は青地となっております。  
土地利用図による説明。譲受人は東京都港区に本店を置き、電子機器やソフトウェアの開発・販売、発電所・蓄電所の開発・保守・運用管理等を主な業務とする平成29年に設立された資本金3,000万円の法人です。  
今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、蓄電池設置用地として譲り受け利用したく申請に至ったところです。  
こちらが道になっていまして、一段高くなった畑です。これが蓄電池の装備というか設置する機材・設備になります。この赤い印のところが蓄電池ですね。大きな蓄電池になります。  
敷地内に3基の蓄電池と受電設備・変圧器等を設置する計画です。こちらが変圧器と受電器ですね。こちらが蓄電池、キュービクルという通称名が言われているものです。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透となります。周囲には、フェンスを設置します。フェンスは高さが1.5メートルで、ここは日光国立公園に該当しますので、フェンスや設備の色等々も薄茶色みたいな色に塗装される見通しだということです。  
資金計画の方は、総事業費4億8,650万円は自己資金により賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。  
以上のことから、許可相当となりましたので皆様のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。  
写真です。ちょっと雪深くて、赤い印のところが目立たないかと思いますが、このような形になっております。草が生えていましたが、去年秋口までには何度か草刈り等々はされていたということで受けております。以上、お願いいたします。

議 長  
ありがとうございました。  
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

佐 藤 委 員 ( 佐藤委員挙手 )  
はい、佐藤副部会長。  
今の説明があったとおりですが、今回は太陽光発電ではなく、蓄電池設備ということで、初めての施設の関係が出てきたわけです。説明が十二分に我々にもいき渡りまし

て、かなりの事業費ということから、部会長から説明があったとおりです。許可相当と思われまので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

村上委員 ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。  
( 村上委員挙手 )

村上委員 はい、村上委員。

議長 私ども3年以上やった農業委員会でいろいろ出ているのですが、これは初めての議題になるような感じですが、蓄電池というと、これは周りから電気を集めるのですか。それとも水力発電を利用するのか、集めた電気をどこに送るのか。お願いします。

議長 ( 佐藤副主幹挙手 )

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

村上委員 こちらにつきましては電力会社の送電網の方から、電気を取得しまして、価格の安い時間帯に購入をして貯めておいた電気を、価格の高い時間帯に販売する・放電するという仕組みです。

佐藤副主幹 蓄電池ですか。

村上委員 そうです。

神山委員 安い時に充電した電気を寝かせておいて、それを高いときに販売する。わかりました。

議長 私らも近くのソーラー施設から受けて、それを蓄電しておいて売ることかと思ったら、先ほどの説明のとおり、東電さんみたいところから受けて、それを安い時に買って、高い時間帯に売ることなので、それが時間帯というか、そういう時間と季節ですね。季節でもいろいろ変わるとは思いますが、そういうふうな形で販売することなので、かなり大きな蓄電池になるかと思えます。

議長 他に何かご質問ございますか。

富田委員 ( 富田委員挙手 )

議長 はい、富田委員。

富田委員 私たち初めての事案ですよ。日光市内で、もう既にこういう設備が他にもできているのでしょうか。

議長 ( 佐藤副主幹挙手 )

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

富田委員 こういった施設はまだ無いと思います。農地転用について、以前、別の事業者から相談を受けたことがあります。その際に、他の課も含めまして、どういったものなのかと話題になったことがあるのですけれども、実際設置されるのはこちらが初めてだと思います。

佐藤副主幹 近隣でもないのですか。

議長 すみません。詳細のところは、全ての事業者を追いかけているわけではないですけども、太陽光関係の部署でも把握はしていない。初めてみるということでした。

議長 ( 大島昭委員挙手 )

大島昭委員 はい、大島委員。

議長 聞こうとしたのは村上委員と同じ質問なので、わかりました。これは、平たく言うとバッテリーですよ。一時貯めておくと。

議長 この法人は、東京の法人ですけど代表者の名前は外国人ですか。どうしてここに作るのかという、素朴な疑問です。場所の選定がどうしてここに至ったのか、それからこの法人は日本人でなくて外国人でもいいのですけれども、参考までにどういう会社なのかと思って。

議長 これは他に法的な規制というか何か抵触する法律って何かあるのでしょうかね。その3点をお尋ねしたかったのですけれども。

議 長 ( 佐藤副主幹挙手 )  
はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹 こちらの事業者ですが、実際の経過としましては、この二つ隣に先月議案に上げました太陽光の事業者が関係しているは聞いております。今回の農地が太陽光に適さなかったため、関係する事業者に紹介したようなことは言っていました。  
そして代表者の方が外国人の方なのか、こういった経過なのかは我々も登記簿以上のことは確認はしていません。  
規制については、何かしらかの条例によって縛るものは無いということです。  
太陽光の場合ですと、市でも条例を定めていまして、規制はかけているところではあるのですが、こういった蓄電池は対象外だということです。

議 長 ( 手塚委員挙手 )  
はい、手塚委員。

手塚委員 パワーコンとということは、屋根がつくのですか。建物的には無いのですかね。

議 長 ( 佐藤副主幹挙手 )  
はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹 こちらについては、参考に類似施設の写真で確認したところ、みな基本的にボックスの中に設置されているようです。外見としてはコンテナみたいな形に近いと思います。

手塚委員 主電源もそうですよね。はい、わかりました。

議 長 他に何かご質問ございますか。

議 長 ( 「なし」の声あり )  
それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
挙手全員であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

青木委員 ( 青木容子委員挙手 )  
はい、青木委員  
私は、総会資料17ページ議案第4号の3番を担当しました。  
本申請は、日光市千本木地内において売買による宅地分譲を目的とした5条申請です。  
譲渡人、譲受人及び申請書等は資料のとおりです。  
案内図による説明。申請地は、東原中学校から南へ150メートルに位置しています。  
農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。  
公図による説明。登記簿地目は畑、現状は畑です。  
周囲の状況です。東側は宅地、西側は境内地、南側は境内地、北側は道路です。  
土地利用図による説明。譲受人は日光市に本店を置き、不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理を主な業務とする平成16年に設立された資本金300万円の法人です。  
現地には行政書士が立ち会いました。申請地には、4区画の分譲地と、そこに進入する道路を作るという計画です。給排水は、公共の上下水道を利用します。雨水に関しては敷地内浸透処理とし、道路には浸透柵と浸透側溝を設置し浸透処理をします。  
写真による説明。こちらに1・2・3、奥に4という宅地分譲になります。ここに立派な蔵があるのですが、この蔵もこちらの蔵も取り壊してここが道路になる計画です。

以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。審議のほどよろしくお願ひ  
 します。

議長 ありがとうございます。  
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。  
 ( 神山委員挙手 )

神山委員 はい、神山委員。  
 部会内で検討したところ、何ら問題もなく許可相当であるとの意見に達しました。  
 皆様、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。  
 ( 池田委員挙手 )

池田委員 はい、池田委員。  
 備考に、第1種低層住居と書いてあるのですけれども、低層住居というのは、何階  
 建てくらいまでのことをいうのか、知識不足で申し訳ないのですけども。

議長 ( 佐藤副主幹挙手 )

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。  
 都市計画法用途地域の詳細については、私も建築確認の際に実際制限が掛かるとい  
 うのは伺っておりますけれども、詳細は把握しておりません。  
 都市計画法の用途地域内につきましては、第3種農地の要件ともなりますので、こ  
 ちら指定されているため、今回は第3種農地となっております。

池田委員 何メートルとかというのはなっていないのですか。高さとか。

佐藤副主幹 それは掛かると思ひます。

議長 よろしいですか。他に何かご質問ございますか。  
 ( 村上委員挙手 )

村上委員 はい、村上委員。  
 今の状態を見ると、何か赤い枠で組んでありますね。川があるのですか。水ですよ  
 ね。

青木委員 雪です。

村上委員 雪ですか。はい、間違ひました。

議長 他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。  
 ( 「なし」の声あり )

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま  
 す。

議長 ( 全員挙手 )

議長 挙手全員であります。  
 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。  
 ( 佐藤委員挙手 )

佐藤委員 はい、佐藤副部会長。  
 私は総会資料17ページ議案第4号の4番を担当しました。  
 譲渡人、譲受人及び申請書等は資料のとおりです。  
 本申請は、日光市猪倉地内において売買により太陽光発電設備を目的とした5条申  
 請です。  
 案内図による説明。申請地は、猪倉地内猪倉小学校から北へ550メートルに位置  
 しています。  
 農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況は田です。  
周囲の状況は、東側は青地、西側は道路、南側は雑種地、北側も雑種地でありま  
す。

譲受人は東京都千代田区に本店を置き、太陽光発電所の開発・発電・売電を主な業  
務とする令和6年に設立された資本金100万円の法人です。

今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として  
譲り受け利用したく申請に至りました。

土地利用図の説明。敷地内には168枚のパネルを設置する計画です。給排水はあ  
りません。雨水は敷地内自然浸透とします。周りにはフェンスを1.26メートル延  
長するという事です。

こちらが道路側なので入口となりますけど、ここ入口だけ砂利を敷くという説明を  
受けました。

総事業費は約1,480万円、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付され  
ております。

以上のことから周りに及ぼす影響はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

写真は、こちらが西側の道路ということで、こちらが雑種地、こちらには太陽光の  
設備ができていまして、この赤いところ、先程説明しました入口がこことここで結ん  
で、そこへ砂利を敷くという図面になっております。以上であります。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

( 神山委員挙手 )

神 山 委 員

はい、神山部会長。

部会内で検討したところですね、隣の先ほど佐藤副部長からの説明があったとお  
り、去年の11月か10月頃の申請があった隣の土地であります。

何ら問題はないとの見解に達しましたので、皆様ご審議のほどよろしくお願いた  
いと思います。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 手塚委員挙手 )

手 塚 委 員  
議 長

はい、手塚委員。

前回の太陽光と今回のものは、業者が一緒ですか。

( 佐藤副主幹挙手 )

佐 藤 副 主 幹  
手 塚 委 員

はい、佐藤副主幹。

別の事業者になります。

佐 藤 副 主 幹  
手 塚 委 員

前は、どちらがやっていたというのは分かりますか。

前は、〇〇〇というところです。

手 塚 委 員  
議 長

ありがとうございます。

他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

議 長

( 「なし」の声あり )

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま  
す。

議 長

( 全員挙手 )

挙手全員であります。

よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

大 嶋 明 委 員

( 大嶋明委員挙手 )

はい、大嶋委員。

私は、総会資料18ページの議案第4号の5を担当しました。

譲渡人、譲受人及び申請書等は資料のとおりです。

本申請は、瀬川地内において売買により資材置き場を目的とした5条申請です。

案内図による説明。申請地は今市小学校から西へ約200メートルに位置していません。

農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明。登記簿地目は田、現況も田です。

周囲の状況は、東側は青地、西側は青地、南側は畑、北側は道路です。

土地利用図による説明。譲受人は日光市内に本店を置き、木材製造販売を主な業務とする昭和33年に設立された資本金300万円の法人です。

今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、資材置き場として譲り受け利用したく申請に至りました。

土地利用計画。敷地内に原木の保管・乾燥スペース、角材の保管スペース等を設置する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透とします。周囲には擁壁を設置します。一応、擁壁になって、こちらが道路になっていまして、写真で見ますと、ここが敷地よりちょっと狭いのでそこへ擁壁を作るようです。

写真による説明。これが道路ですね。こちら見づらいと思うのですが、これが道路ですね。こちらがちょっと高くなっていまして、ここへ擁壁をこういうふうにするようです。

資金計画。総事業費724万円は、自己資金により賄い、金融機関の残高証明が添付されております。

以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。

( 神山委員挙手 )

はい、神山委員。

神 山 委 員

部会内で検討したところ、写真を見るからに問題がないという見解に達しました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

( 全員挙手 )

議 長

挙手全員であります。

よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めまます。

( 西巻委員挙手 )

はい、西巻委員。

西 巻 委 員

私は、総会資料18ページ議案第4号の6番を担当いたしました。

譲渡人、譲受人及び申請書等は資料のとおりです。

本申請は、日光市今市地内において売買により宅地分譲を目的とした5条申請です。

案内図による説明。申請地は今市地内、今市小学校から北へ400メートルに位置しています。

農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明。登記簿地目は田、現況は田です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路（赤道）、南側は田、北側は宅地です。この辺一帯は宅地分譲地です。

土地利用図による説明。現地には譲受人、譲渡人・譲受人代理人2名が立ち合いました。申請地を宅地分譲地に利用する計画で、境界杭打ちがしてありました。給排水は公共上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理、敷地自然浸透処理いたします。

土地利用計画の説明。今回の申請地は〇〇〇〇-〇〇。実際、これは私道です。当初、分譲したときは分筆はなされていないので、実際の土地はこれです。現況は、ここがすでに道路になっているわけです。未登記になっていますので、私の方で速やかに分筆登記の申請をお願いします。と、指導はしてきたわけです。

申請理由、先ほどの議案第3号の1番において説明したので省略いたします。

現地調査の写真による説明。現地はここからこう行きます。こちらは道路です。こちらは田です。こちらは宅地。道路のこちらは宅地でございます。

以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（ 神山委員挙手 ）

はい、神山委員。

担当部会の方からですがけれども、先ほど16ページの議案3号のところでも事務局の方から事業計画の変更申請ということで、同じ土地について説明がありました。その説明と、先ほどの西巻委員の説明で、何ら問題はないということに達しましたので、皆様ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。

（ 「なし」の声あり ）

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

挙手全員であります。

よって、番号6番は、原案の通とおりに許可することに決しました。

続きまして、番号7番について担当委員の報告を求めます。

（ 青木委員挙手 ）

はい、青木委員。

私は、総会資料18ページ議案第4号7番を担当しました。

譲渡人、譲受人及び申請書等は資料のとおりです。

本申請は、日光市板橋地内において賃貸借により店舗を目的とした5条申請です。

案内図による説明。申請地は、JR下野大沢駅から西へ750メートルに位置しています。

農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は東側が畑、西側は宅地、道路、南側は畑、北側は道路、宅地になります。

土地利用図による説明。現地には譲渡人の代理人の方が立ち合いました。申請地

議 長

神 山 委 員

議 長

議 長

議 長

議 長

青 木 委 員

を、医薬品を販売する店舗に利用する計画で、杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用し、下水は浄化槽で処理後、敷地内浸透処理をいたします。雨水は浸透枡を3箇所設置して、敷地内浸透処理をします。

写真による説明。店舗はこちらの方に、建設面積は約1400平方メートルです。駐車場はこちらとこちら側に、こちらが進入路になっています。ここが駐車場で、奥に店舗。進入路はもう一つありまして、こちらが既存店舗、その脇の方から入っていく3箇所になります。周囲には擁壁とフェンスを設置する予定です。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。審議のほどよろしく願います。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

( 神山委員挙手 )

はい、神山委員。

神 山 委 員

部会で検討した結果、問題はなく許可相当であるとの見解に達しました。皆様ご審議のほどよろしく願いたいと思います。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号7番について、原案のとおり許可すること賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

挙手全員であります。

よって、番号7番は、原案のとおり許可することに決しました。

途中でありますけれども、ここで10分間休憩を入れたいと思います。

休憩 3時45分

再開 3時55分

議 長

再開します。

( 佐藤副主幹挙手 )

はい、佐藤副主幹。

佐 藤 副 主 幹

先ほどご質問ありました、第1種低層住居専用地域ですが、こちらにつきましては、建物高さ制限として絶対高10mという制限がございます。そうしますと、3階建ての建物というのは建築が難しい地域ということで、2階建てまでが上限というところがあります。以上です。

議 長

それでは次に移ります。

日程第10、議案第5号「非農地判断について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 神山委員挙手 )

はい、神山部会長。

神 山 委 員

それでは、議案第5号の「非農地判断」ということで、19ページをお開きください。

本申請は日光市瀬尾地内において、山林となっている案件です。

願出人及び願出地はそれぞれ資料のとおりです。

案内図による説明。願出地は2筆で、旧日光市立小百小学校から南西へ約2キロメートルに位置しています。

公図による説明。願出地の登記簿地目は田です。現況は、ほとんど山林という状況

であります。原野と書いてありますが、原野のレベルじゃなくて、ほとんど山林というレベルでありました。

土地利用計画図による説明。願出地は、20年前から耕作をしていない状況で、現在は山林化している状況です。こちらの赤い部分と、こちらの赤い部分の2筆です。

現地写真による説明。願出地の〇〇〇〇—〇及び〇〇〇〇は樹木や竹、笹竹ですね。それが繁殖していて、ほとんどというか、もう森林化している状況です。再生利用が非常に困難という農地になっております。我々もここに辿り着くまでに、かなり難儀しまして、雪が降っている状況もあって、かき分け、かき分け行った次第であります。

説明は以上になりますが、再生利用はかなり困難な状況ですので、非農地判断として問題ではないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。

( 佐藤委員挙手 )

佐 藤 委 員

はい、佐藤副部会長。

今、説明がありましたとおり、非農地として判断されることに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり「非農地の判断について」妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議 長

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり「非農地の判断について」妥当とすることに決しました。

議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 西巻委員挙手 )

西 巻 委 員

はい、西巻委員。

私は総会資料19ページ、議案第5号の2番を担当しました。

本申請は、日光市小佐越地内において、山林となっている案件です。

願出人及び願出地は資料のとおりです。

案内図による説明。願出地は3筆で、日光市立下原小学校から北へ約400メートルに位置しています。ここが申請場所です。3筆あります。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況は山林です。ここに鬼怒川バイパスが走っています。こっちに行くと、だいたいここまでが傾斜があります。目測ですが、10メートルから20メートル以内の傾斜がずっとなっています。この辺は全部山林です。

土地利用図による説明。現地には願出人、所有者が立ち会い、杭打ちがしてあります。願出地は昭和36年ごろから37年にかけて杉を植林して利用しております。36年以上経過しております。現地を見ると、杉の木もだいぶ太くて、見る限りでは直径10cm以上のような木がいっぱいあります。

森林現況証明による説明。森林現況証明書が添付されており、杉を植栽し63年以上山林として経過しております。

写真の説明です。こちらが道路、鬼怒川バイパスの方です。奥へずっと行くわけですが、手前の方が〇〇〇—〇あたりで、その奥が〇〇〇—〇と〇〇〇—〇の土地が2

つあるわけです。ちょっと見づらいですが、とりあえず見る限り、かなり太い杉がいっぱい生えているということでございます。

議 長 従って、再生利用が困難な農地と思われましたことから、非農地として判断することに問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

議 長 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。

議 長 ( 神山委員挙手 )

議 長 はい、神山委員。

神山委員 部会内で検討したところ、この写真を見るとおり非農地判断として問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりまました。

議 長 ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けしたしまます。

議 長 ( 川村光委員挙手 )

議 長 はい、川村委員。

川村光委員 非農地判断ということですが、36年と37年に杉を植林したということ自体で、非農地証明願ひではないのかなという気がしたのですが、これはいいのですか。手を加えて植林して山林になってしまつたというのを、非農地判断で出してしまつていいのかなと疑問に思ひます。

議 長 事務局でお願ひいたします。

議 長 ( 鶴見主査挙手 )

議 長 はい、鶴見主査。

鶴見主査 非農地判断と非農地証明の区分で、山林化している状況を非農地判断で、宅地化しているようなところを非農地証明ということで、そんな分け方で願ひを受けてきたけれども、川村委員が言われているように、植林したということで、非農地証明の方がふさわしいと考えております。ですので、承認をいただければ、非農地証明で許可の方は出したいと考えております。

議 長 手続き上は、別に問題なし。

議 長 問題ありません。

議 長 他に何かございまますか。

議 長 ( 「なし」の声あり )

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

議 長 番号2番について、非農地として証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

議 長 ( 全員挙手 )

議 長 はい、挙手全員であります。

議 長 よって、番号2番は、非農地として証明妥当とすることに決しまました。

議 長 それでは、次に移りまます。

議 長 日程第11、議案第6号「非農地証明願ひについて」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めまます。

議 長 ( 佐藤委員挙手 )

議 長 はい、佐藤副部会長。

佐藤委員 私は、総会資料20ページ議案第6号の1番を担当しまました。

佐藤委員 本申請は、日光市岩崎地内において、宅地として利用している案件です。

佐藤委員 願出人及び願出地はそれぞれ資料とおりです。

佐藤委員 案内図による説明。願出地は、日光市立落合東小学校から南東へ1キロメートルに位置にしまます。

佐藤委員 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は宅地です。

土地利用図の説明。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。

願出地は、明治元年より隣接している〇〇〇-〇と宅地として一体利用しています。今回は、この〇〇〇-〇はこの図面により、〇〇〇はこれなので、ここと一体として利用しているということでもあります。明治元年の建築の建物の評価証明書が添付されております。

写真による説明。これが申請地の〇〇〇-〇でありまして、この建物が建っているところが〇〇〇-〇です。これと一体して利用しているということでもあります。先ほども言いましたとおり、きちんと杭打ちがされていまして、説明を受けてまいりました。

以上のことから、証明することに問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

( 神山委員挙手 )

神山委員 はい、神山部会長

神山委員 はい、部会内で検討したところ、非農地証明とすることに問題がないと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願したいと思います。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

議長 長 ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

議長 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

( 全員挙手 )

議長 長 挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議長 長 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めまます。

( 大嶋明委員挙手 )

大嶋明委員 はい、大嶋委員。

私は、総会資料20ページ、議案第6号の2番を担当しました。

本申請は、日光市小佐越地内において、宅地として利用している案件です。

願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

案内図による説明。願出地は、日光市立下原小学校から北西へ約400メートルに位置しています。

公図による説明。願出地の登記簿地目は畑です。現況は宅地です。

土地利用計画による説明。願出地は、大正10年頃に蔵を建築し、現在まで宅地として利用しています。

平成10年撮影の空中写真が添付されており、28年以上宅地として経過しています。この蔵が大正10年に建てた蔵です。赤い線が宅地として利用しているところです。見るからに古い蔵です。以上のことから非農地として判断することに問題ないかと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

( 神山委員挙手 )

神山委員 はい、神山部会長。

部会内で検討したところ、非農地証明とすることに問題ないと思われまます。

写真を見るからにまさしくそのとおりだと思いまますので、皆様のご審議のほどよろ

議 長 しくお願ひしたいと思います。  
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。  
( 「なし」の声あり )

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号2番について、原案のとおり証明妥当することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。  
( 全員挙手 )

議 長 挙手全員であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。  
( 秋元委員挙手 )

秋 元 委 員 はい、秋元委員。  
私は総会資料20ページの議案第6号の3を担当しました。  
本申請は、日光市町谷地内において、宅地として利用している案件です。  
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。  
案内図による説明。願出地は、日光市リサイクルセンターから北西へ600メートルに位置しております。  
公図による説明。願出地は3筆で、登記簿地目は畑です。  
土地利用計画図による説明。願出地は、昭和51年に居宅及び納屋が建てられて以来、一体の宅地として利用しております。  
評価証明が各々提出されております。  
空中写真です。ちょっと古くて、分かりづらいですね。昭和51年建築の建物評価証明及び平成12年撮影の空中写真が添付されており、49年以上宅地として経過しております。  
写真による説明です。これが居宅です。こちらの赤い屋根と、ここの右側のところが〇〇〇番の地番となっております。  
この写真のとおり、だいぶ経過しておりますのでご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 皆様ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
ありがとうございました。  
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。  
( 神山委員挙手 )

神 山 委 員 はい、神山部会長。  
部会内で検討したところ、非農地証明とすることに問題はないということに達しました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
ここで、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等をお受けいたします。  
( 大貫委員挙手 )

大 貫 委 員 はい、大貫委員。  
今回の非農地証明、4条で申請した土地と地番が同じだと思うのですが、申請の場所としてはそれぞれ違うと思うのですが、残った土地はこれまでとおり畑として利用するということですか。  
要するに議案第6号の3番の真ん中の〇〇〇〇-〇、先ほどご説明があったところ  
です。

秋 元 委 員 はい、そうです。

大 貫 委 員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議 長 他に何かご質問ありますか。  
( 「なし」の声あり )

議 長 質疑を終結し、採決いたします。  
番号3番について、原案のとおり証明妥当することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。  
( 全員挙手 )

議 長 挙手全員であります。  
よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。  
それでは、次に移ります。

議 長 日程第12、議案7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規  
定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」を議題とし、事務局の  
説明を求めます。  
( 鶴見主査挙手 )

鶴見主査 はい、鶴見主査。  
議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく  
農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」ご説明いたします。  
本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規  
定による、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第6の6の(1)の規  
定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画案」を決定するために審議  
を求められています。  
今月は所有権移転と利用権設定の案件がございます。  
まず、所有権移転の案件になります。  
総会資料は21ページから23ページとなります。  
今月の議案書の件数は6件で、面積は5筆で13,452平方メートルとなりま  
す。譲渡人・譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。  
次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は24ページから33ページになりま  
す。件数は15件で、面積は50筆84,580.76平方メートルとなります。  
設定する者(渡人)、設定を受ける者(受人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申  
請のとおりとなります。  
以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件  
を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。  
まず、はじめに、議案書22ページの3番及び4番について、審議いたします。  
  
ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定によ  
り、2番 沼尾綾乃委員の退席を求めます。  
  
沼尾綾乃委員退席 午後4時25分

議 長 それでは3番及び4番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
( 佐々木委員挙手 )

佐々木委員 はい、佐々木委員。  
3番、4番その金額の差額というのは、これは調査の何か手数料が必要経費なん  
ですか。

議 長 ( 農業公社常盤局長挙手 )

常盤局長 はい、常盤局長。  
この差額ですが、農地バンクの方の負担金ということで、諸経費、登記費用等に充  
当しておりまして、請人負担でございます。この場合2%の負担がございますが、利  
用率は金額によって異なります。以上でございます。

議 長 以上ですがよろしいでしょうか。  
 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 （ 「なし」の声あり ）

議 長 議案第7号のうち、3番及び4番について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 （ 全員挙手 ）

議 長 挙手全員であります。  
 よって、議案第7号のうち、3番及び4番については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 ここで、沼尾綾乃委員の着席を認めます。  
 沼尾綾乃委員着席 午後4時26分

議 長 それでは、議案第7号のうち、3番及び4番以外の案件について審議いたします。  
 ご質問等ございましたらお受けいたします。  
 （ 「なし」の声あり ）

議 長 質疑を終結し、採決いたします。  
 議案第7号のうち、3番及び4番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 （ 全員挙手 ）

議 長 挙手全員であります。  
 よって、議案7号のうち、3番及び4番以外の案件については、原案のとおり決定することに決しました。  
 それでは、次に移ります。

議 長 日程第13、議案第8号「令和8年度（2026年度）農作業料金等の標準額について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 （ 鶴見主査挙手 ）

鶴見主査 はい、鶴見主査。  
 議案第8号、総会資料は、今日お配りした議案第8号をご覧ください。  
 「令和8年度農作業料金等の標準額について」説明します。  
 この案件は、農地法第52条 農業委員会は農地の利用の増進及び利用関係の調査に資するため、農地の利用の状況及び貸借の動向等農地に関する情報を収集し、その提供を行うものという趣旨を踏まえ、他の農業関係機関から情報を収集し、農業委員会で把握している情報と併せ、農業委員会独自の資料として情報を提供するものです。  
 それでは最初に農作業標準賃金についてご説明いたします。  
 こちらは一般的な農業軽作業に従事した場合の標準賃金で、農業委員会独自に設定するものです。記載の金額につきましては、令和7年度は、1時間当たりの料金として1,004円となっておりますが、栃木県の最低賃金が令和7年10月から1,068円に改定されました。この金額を参考として農作業標準賃金は時間額1,068円といたしました。  
 次にその下に移ります。農作業標準料金は育苗委託や田植え、稲刈りなど個別の作業について、農地の面積等（農地区分）に応じて料金を記載しています。  
 昨年度との変更があった料金のみ説明いたします。まず、作業区分：育苗委託（1箱）の料金ですが、昨年度は5月12日までの納品が850円だったところが1,050円に、5月13日以降の納品は800円だったところが1,000円となっております。  
 次に、耕起の10アール未満が6,100円から6,500円に、10アールから

30アール未満が5,600円から6,000円に、30アール以上基盤整備済水田が5,100円から5,500円となっております。

次に荒代の10アール未満が5,000円から5,400円に、10アールから30アール未満が4,500円から4,900円に、30アール以上基盤整備済水田が4,000円から4,400円となっております。

次に、植代の10アール未満が7,000円から7,500円に、10アールから30アール未満が6,500円から7,000円に、30アール以上基盤整備済水田が6,000円から6,500円となっております。

次に、田植の10アール未満が9,900円から10,900円に、10アールから30アール未満が9,400円から10,400円に、30アール以上基盤整備済水田が8,900円から9,900円となっております。

次に、薬剤散布・粒剤は1,600円から2,100円となっております。

次に、肥料散布が1,600円から2,000円となっております。

次に、糶すりは460円から500円となっております。また、摘要欄の運搬・出荷が1袋当たり100円から160円となっております。

次に右側上に移りまして、機械移動基本料金を記載しておりますが、令和7年度は農業機械の移動（輸送）距離に応じた料金を記載しておりましたが、令和8年度においては、一律で片道8,000円となっております。

なお、農作業標準料金及び機械移動基本料金は、日光市農業公社が所管する日光受託集団連絡協議会による農作業料金検討会議において検討された料金を参考とさせていただきます。

最後に農地賃借料については、農業委員会が令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間分のデータを収集した統計です。

データの対象は、農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法第18条）により効力の発生した賃貸借の1筆ごとの賃貸料です。

なお、田の基盤整備済みと未整備地域及び畑の賃借料の平均額、最高額、最低額につきましては記載のとおりです。以上になります。

議長

説明が終わりました。ご質問等ございましたらお受けいたします。

（佐々木委員挙手）

佐々木委員

はい、佐々木委員。

農地の賃貸借料の関係ですが、水田の未整備地域、平均額でも15,000円となっておりますが、私の記憶では、この委員会にかけられた案件を見ると大体が10,000円以下。この案件が、場合によっては3,000円とか5,000円というような案件がほとんどだったのではないかと思いますけれども、金額が15,000円となった理由については、米の値段が31,000円となったための影響なのですか。

議長

（鶴見主査挙手）

鶴見主査

はい、鶴見主査。

佐々木委員の言うとおりの、物納もありまして、物納のお米の換算と言いますか、米価の価格が上がったものですから、それに比例しまして、未整備の地域におきまして平均価格が上がっているというような状況です。

佐々木委員

これが一般的に、皆さんのところに配布されますけれども、勘違いをされる場合も出てくるかもしれない。うちは10,000円しか貰っていないけど、平均値までいっていないじゃないかと、そういう話が出ないとも限らないので。そういうことで、印刷されちゃったのでしょうから仕方がないと思いますけれども、1俵31,000円という値段は、ばかげた値段であって、今年度はかなり安くなっているとの話も出ていますけれど、わかりました。

議長

他に何かご質問ございますか。

確かに佐々木委員が言われたとおり、去年より1.5倍、下手したら倍近い金額に

なっていますけれども、それは米の値段が特に上がって、物納分をお金に換算した結果です。その辺のところを皆さんも承知していただいて、もし、そういう話があった時にはその旨、お口添えいただくように承知していただければと思います。

他に何かご質問ございますか。

( 「なし」の声あり )

議 長

質疑を終結し、採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり決定することに決めます。

それでは、次に移ります。

議 長

日程第14、議案第9号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 吉澤係長挙手 )

吉澤係長

はい、吉澤係長。

総会資料は34ページから67ページをご覧ください。

議案第9号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。

本案は、昨年8月から9月に行った農地利用状況調査（農地パトロール）の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について、審議を求めるものです。

対象の筆数は381筆、対象所有者は200人、面積合計は219,462.09平方メートルです。

非農地判断は自然発生的に再生利用が困難な農地を対象としているため、人為的に非農地化された土地は対象となりません。また、経営移譲年金や相続税・贈与税の納税猶予対象となっている農地はございません。

資料の中で、所有者氏名がカッコ書きになっているものは、登記上の名義人が死亡している農地で、相続人代表を設定しているものです。

所有者住所が空欄などのものは、住民基本台帳並びに登記簿で住所が確認できなかったものです。

今回の総会において議決が得られれば、農業委員会から所有者へ非農地通知書を発出するとともに、法務局及び税務課・農政課に情報提供いたします。通知を受けた所有者は、非農地通知書により地目変更登記の手続きが可能となります。

令和3年4月1日、農林水産省経営局農地政策課長発出の「非農地判断の徹底について」の通知により、「非農地判断の結果により、地目変更登記の有無にかかわらず、非農地として農地台帳から除外するものとする」としていることから、先ほど、住所不明と申し上げた農地所有者の農地についても、死亡者の登記がまだ相続されていないものについても、通知が本人に届かなくとも、農地台帳からの除外が、先ほど申し上げた通知によって可能になります。

しかしながら、通知受領の有無にかかわらず、登記地目が農地のままの場合は農地台帳から削除せずに、現況を農地以外として管理します。また、農地台帳に通知不着を記録し、本人や親族からの問い合わせに対応できる体制を整えます。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

( 富田委員挙手 )

はい、富田委員。

富田委員 記憶がちよっと曖昧なのですが、何年か前に農地を荒らしておくとして固定資産税か何かが上がりますよ、という記事を見たような記憶があるのですが。これって、もし、農地のままにしておいたら、そういうのに該当するのでしょうか。

議長 (吉澤係長挙手)

吉澤係長 はい、吉澤係長。

吉澤係長 非農地判断とは別のものになるのですが、農地として、農地パトロールで言えば、区分1や2の方ですね。区分1や2の状態でも農地を荒れたままでやる気がない、農地として再生する意思がないというようなことを示した場合に、農業委員会の方から税務課に通知が行くようになります。その通知をもって、税務課の方で現地を確認して、税額が上がるといったケースがございます。ただ、日光市の方で今のところそういった事例はございません。以上です。

富田委員 ありがとうございます。

議長 他に何かございますか。

(佐々木委員挙手)

佐々木委員 はい、佐々木委員。

佐々木委員 通知が仮に届いたとして、本人が何ら手続きをしない、構わないということもあるのですか。本人が登記とかそういうところに行かなくて、そのまま放置している。通知は届いたけど。

吉澤係長 非農地通知の方のお話ですよ。中にはそういう方もいらっしゃいますが、そうすると、農地台帳上は現況のみを農地以外として、登記はそのままという形で農地台帳上の管理をしていくようになります。

議長 他に何かご質問ございますか。

毎年1月の総会で、こういう議案が提案されます。今年は例年より多いのかなと思って確認したら、かなり多くなっているようです。

他に何かご質問ございますか。

(佐々木委員挙手)

佐々木委員 はい、佐々木委員。

佐々木委員 今の耕作放棄地とか太陽光の関係も、写真を見るとほんとに良い田だけれど、もったいないなという感じもする案件もあったのですけれど、今週の全国農業新聞をご覧になっていると思いますが、耕作放棄地の拡大に歯止めをしよう、農地を守る最後の砦として、自治体出資型の農業法人を立ち上げたという事例が出ていました。近隣では鹿沼市が、何十年前に生産法人を立ち上げて、今、優良農地というか、それらを維持管理していますけれど、日光でもそろそろ担い手の高齢化とか、担い手がいない、あるいは落合地区なんかは、電話が結構かかってくるんです。航空写真か何かを見て、休耕田とか転作田を見つけてるのかな。「太陽光発電にしませんか。」「買い取りますよ。」「借りますよ。」というような電話が結構、農家に入ってくるという話を聞きました。農家としても後継者もないし、そろそろ手放すかという話も出ていますが、だんだん優良農地が虫食い状態になって、太陽光発電とかいろいろなものによっていく可能性、心配がありますが、日光市も鹿沼方式じゃないけれど、JAなり行政の方でそういった農業生産法人を立ち上げて、担い手がカバーしきれない部分の農地、優良農地というか、必要な農地を管理するというようなことも必要じゃないかな、という気がしますので、何かの機会に農業委員会としてこういった提案を、行政ができるようにしていただければ幸かと思えます。以上です。

議長 貴重な意見としてお受けしたいと思います。ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

質疑を終結し、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

( 全員挙手 )

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり決定することに決しました。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべてを終了しました。

これもちまして、令和8年1月 日光市農場委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後 4時47分